議案第51号

南あわじ市国民健康保険税条例の一部を改正する条例制定について

南あわじ市国民健康保険税条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定する。

令和7年6月16日提出

南あわじ市長 守 本 憲 弘

南あわじ市国民健康保険税条例の一部を改正する条例

南あわじ市国民健康保険税条例 (平成 17 年南あわじ市条例第 124 号) の一部 を次のように改正する。

第3条第1項中「100分の7.45」を「100分の6.5」に改める。

第5条中「2万9,800円」を「2万6,000円」に改める。

第5条の2第1号中「22,100円」を「19,000円」に改め、同条第2号中「11,050円」を「9,500円」に改め、同条第3号中「16,575円」を「14,250円」に改める。

第6条中「100分の3」を「100分の2.5」に改める。

第7条の2中「1万2,000円」を「1万1,000円」に改める。

第7条の3第1号中「7,000円」を「6,000円」に改め、同条第2号中「3,500円」を「3,000円」に改め、同条第3号中「5,250円」を「4,500円」に改める。

第8条中「100分の2.28」を「100分の2」に改める。

第9条の2中「1万3,000円」を「1万2,000円」に改める。

第9条の3中「7,000円」を「6,000円」に改める。

第 23 条第 1 項第 1 号ア中「20,860 円」を「18,200 円」に改め、同号イ(ア)中「15,470 円」を「13,300 円」に改め、同号イ(イ)中「7,735 円」を「6,650 円」に改め、同号イ(ウ)中「11,603 円」を「9,975 円」に改め、同号ウ中「8,400 円」を「7,700 円」に改め、同号エ(ア)中「4,900 円」を「4,200 円」に改め、同号エ(イ)中「2,450 円」を「2,100 円」に改め、同号エ(ウ)中「3,675 円」を「3,150円」に改め、同号オ中「9,100 円」を「8,400 円」に改め、同号カ中「4,900 円」を「4,200 円」に改め、同条第 2 号ア中「14,900 円」を「13,000 円」に改め、同号イ(ア)中「11,050 円」を「9,500 円」に改め、同号イ(イ)中「5,525 円」を「4,750 円」に改め、同号イ(ウ)中「8,288 円」を「7,125 円」に改め、同号ウ中「6,000 円」を「5,500 円」に改め、同号エ(ア)中「3,500 円」を「3,000 円」に改め、同号エ(イ)中「1,750 円」を「1,500 円」に改め、同号エ(ウ)中「2,625 円」を「2,250 円」に改め、同号オ中「6,500 円」を「6,000 円」に改め、同号カ中

「3,500円」を「3,000円」に改め、同条第3号ア中「5,960円」を「5,200円」に改め、同号イ(7)中「4,420円」を「3,800円」に改め、同号イ(4)中「2,210円」を「1,900円」に改め、同号イ(ウ)中「3,315円」を「2,850円」に改め、同号ウ中「2,400円」を「2,200円」に改め、同号エ(ア)中「1,400円」を「1,200円」に改め、同号エ(イ)中「700円」を「600円」に改め、同号エ(ウ)中「1,050円」を「900円」に改め、同号オ中「2,600円」を「2,400円」に改め、同号カ中「1,400円」を「1,200円」に改め、同号オ中「2,600円」を「2,400円」に改め、同号カ中「1,400円」を「1,200円」に改め、同条第2項第1号ア中「4,470円」を「3,900円」に改め、同号イ中「7,450円」を「6,500円」に改め、同号ウ中「11,920円」を「10,400円」に改め、同号エ中「14,900円」を「13,000円」に改め、同条第2号ア中「1,800円」を「1,650円」に改め、同号イ中「3,000円」を「2,750円」に改め、同号ウ中「4,800円」を「4,400円」に改め、同号エ中「6,000円」を「5,500円」に改める。

第25条中「規則で」を削る。

第26条第1項中第4号を第5号とし、第3号の次に次の1号を加える。

(4) 6歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者 第26条第2項に次のただし書を加える。

ただし、前項第4号に該当する者は、この限りでない。

第26条第3項中「第1項」を「第1項第1号、第2号又は第5号」に改める。

附則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(適用区分)

2 この条例による改正後の南あわじ市国民健康保険税条例の規定は、令和7年度以後の年度分の国民健康保険税について適用し、令和6年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例による。

現

改 正 案

備考

第1条・第2条 略

(国民健康保険の被保険者に係る基礎課税額の所得割額)

第3条 前条第2項の所得割額は、賦課期日の属する年の前年の所得に係る地方税法(昭和25年法律第226号。以下「法」という。)第314条の2第1項に規定する総所得金額及び山林所得金額の合計額から同条第2項の規定による控除をした後の総所得金額及び山林所得金額の合計額(以下「基礎控除後の総所得金額等」という。)に100分の7.45を乗じて算定する。

2 略

第4条 略

(国民健康保険の被保険者に係る基礎課税額の被保険者均等割額)

第5条 第2条第2項の被保険者均等割額は、被保険者1人について 2万9,800円とする。

(国民健康保険の被保険者に係る基礎課税額の世帯別平等割額)

- 第5条の2 第2条第2項の世帯別平等割額は、次の各号に掲げる世帯 の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額とする。
 - (1) 特定世帯(特定同一世帯所属者(国民健康保険法第6条第8号の規定により被保険者の資格を喪失した者であって、当該資格を喪失した日の前日以後継続して同一の世帯に属するものをいう。以下同じ。)と同一の世帯に属する被保険者が属する世帯であって同日の属する月(以下この号において「特定月」という。)以

第1条・第2条 略

(国民健康保険の被保険者に係る基礎課税額の所得割額)

第3条 前条第2項の所得割額は、賦課期日の属する年の前年の所得に係る地方税法(昭和25年法律第226号。以下「法」という。)第314条の2第1項に規定する総所得金額及び山林所得金額の合計額から同条第2項の規定による控除をした後の総所得金額及び山林所得金額の合計額(以下「基礎控除後の総所得金額等」という。)に100分の6.5を乗じて算定する。

2 略

第4条 略

(国民健康保険の被保険者に係る基礎課税額の被保険者均等割額)

第5条 第2条第2項の被保険者均等割額は、被保険者1人について 2万6,000円とする。

(国民健康保険の被保険者に係る基礎課税額の世帯別平等割額)

- 第5条の2 第2条第2項の世帯別平等割額は、次の各号に掲げる世帯 の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額とする。
 - (1) 特定世帯(特定同一世帯所属者(国民健康保険法第6条第8号の規定により被保険者の資格を喪失した者であって、当該資格を喪失した日の前日以後継続して同一の世帯に属するものをいう。以下同じ。)と同一の世帯に属する被保険者が属する世帯であって同日の属する月(以下この号において「特定月」という。)以

後5年を経過する月までの間にあるもの(当該世帯に他の被保険 者がいない場合に限る。)をいう。次号、第7条の3及び第23条 第1項において同じ。)及び特定継続世帯(特定同一世帯所属者 と同一の世帯に属する被保険者が属する世帯であって特定月以後 5年を経過する月の翌月から特定月以後8年を経過する月までの 間にあるもの(当該世帯に他の被保険者がいない場合に限る。) をいう。第3号、第7条の3及び第23条第1項において同じ。) 以外の世帯 22,100円

- (2) 特定世帯 11,050円
- (3) 特定継続世帯 16,575円

(国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の所得 割額)

第6条 第2条第3項の所得割額は、基礎控除後の総所得金額等に100 | 第6条 第2条第3項の所得割額は、基礎控除後の総所得金額等に100 分の3を乗じて算定する。

第7条 略

(国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の被保 険者均等割額)

第7条の2 第2条第3項の被保険者均等割額は、被保険者1人につ|第7条の2 第2条第3項の被保険者均等割額は、被保険者1人につ いて1万2,000円とする。

(国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の世帯 別平等割額)

- 第7条の3 第2条第3項の世帯別平等割額は、次の各号に掲げる世 | 第7条の3 第2条第3項の世帯別平等割額は、次の各号に掲げる世 帯の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額とする。
 - (1) 特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯 7,000円

後5年を経過する月までの間にあるもの(当該世帯に他の被保険 者がいない場合に限る。)をいう。次号、第7条の3及び第23条 第1項において同じ。)及び特定継続世帯(特定同一世帯所属者 と同一の世帯に属する被保険者が属する世帯であって特定月以後 5年を経過する月の翌月から特定月以後8年を経過する月までの 間にあるもの(当該世帯に他の被保険者がいない場合に限る。) をいう。第3号、第7条の3及び第23条第1項において同じ。) 以外の世帯 19,000円

- (2) 特定世帯 9,500円
- (3) 特定継続世帯 14,250円

(国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の所得 割額)

分の2.5を乗じて算定する。

第7条 略

(国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の被保 険者均等割額)

いて1万1,000円とする。

(国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の世帯 別平等割額)

- 帯の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額とする。
- (1) 特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯 6,000円

- (2) 特定世帯 3,500円
- (3) 特定継続世帯 5,250円

(介護納付金課税被保険者に係る所得割額)

第8条 第2条第4項の所得割額は、介護納付金課税被保険者に係る 基礎控除後の総所得金額等に100分の2.28を乗じて算定する。

第9条 略

(介護納付金課税被保険者に係る被保険者均等割額)

保険者1人について1万3,000円とする。

(介護納付金課税被保険者に係る世帯別平等割額)

第9条の3 第2条第4項の世帯別平等割額は、1世帯について7,000 | 第9条の3 第2条第4項の世帯別平等割額は、1世帯について6,000 円とする。

第10条~第22条 略

(国民健康保険税の減額)

第23条 次の各号のいずれかに掲げる国民健康保険税の納税義務者に 対して課する国民健康保険税の額は、第2条第2項本文の基礎課税 額からア及びイに掲げる額を減額して得た額(当該減額して得た額 が66万円を超える場合には、66万円)、同条第3項本文の後期高齢 者支援金等課税額からウ及び工に掲げる額を減額して得た額(当該 減額して得た額が26万円を超える場合には、26万円) 並びに同条第 4項本文の介護納付金課税額からオ及びカに掲げる額を減額して得 た額(当該減額して得た額が17万円を超える場合には、17万円)の 合算額とする。

- (2) 特定世帯 3,000円
- (3) 特定継続世帯 4,500円

(介護納付金課税被保険者に係る所得割額)

第8条 第2条第4項の所得割額は、介護納付金課税被保険者に係る 基礎控除後の総所得金額等に100分の2を乗じて算定する。

第9条 略

(介護納付金課税被保険者に係る被保険者均等割額)

第9条の2 第2条第4項の被保険者均等割額は、介護納付金課税被 | 第9条の2 第2条第4項の被保険者均等割額は、介護納付金課税被 保険者1人について1万2,000円とする。

(介護納付金課税被保険者に係る世帯別平等割額)

円とする。

第10条~第22条 略

(国民健康保険税の減額)

第23条 次の各号のいずれかに掲げる国民健康保険税の納税義務者に 対して課する国民健康保険税の額は、第2条第2項本文の基礎課税 額からア及びイに掲げる額を減額して得た額(当該減額して得た額 が66万円を超える場合には、66万円)、同条第3項本文の後期高齢 者支援金等課税額からウ及び工に掲げる額を減額して得た額(当該 減額して得た額が26万円を超える場合には、26万円) 並びに同条第 4項本文の介護納付金課税額からオ及びカに掲げる額を減額して得 た額(当該減額して得た額が17万円を超える場合には、17万円)の 合算額とする。

- (1) 法第703条の5第1項に規定する総所得金額及び山林所得金額 の合算額が、43万円(納税義務者並びにその世帯に属する国民健 康保険の被保険者及び特定同一世帯所属者のうち給与所得を有す る者(前年中に法第703条の5第1項に規定する総所得金額に係る 所得税法(昭和40年法律第33号)第28条第1項に規定する給与所 得について同条第3項に規定する給与所得控除額の控除を受けた 者(同条第1項に規定する給与等の収入金額が55万円を超える者 に限る。)をいう。以下この号において同じ。)の数及び公的年 金等に係る所得を有する者(前年中に法第703条の5第1項に規定 する総所得金額に係る所得税法第35条第3項に規定する公的年金 等に係る所得について同条第4項に規定する公的年金等控除額の 控除を受けた者(年齢65歳未満の者にあっては当該公的年金等の 収入金額が60万円を超える者に限り、年齢65歳以上の者にあって は当該公的年金等の収入金額が110万円を超える者に限る。)をい い、給与所得を有する者を除く。)の数の合計数(以下この条に おいて「給与所得者等の数」という。)が2以上の場合にあって は、43万円に当該給与所得者等の数から1を減じた数に10万円を 乗じて得た金額を加算した金額)を超えない世帯に係る納税義務 者
 - ア 国民健康保険の被保険者に係る基礎課税額の被保険者均等割額 被保険者(第1条第2項に規定する世帯主を除く。)1人 について20,860円
 - イ 国民健康保険の被保険者に係る基礎課税額の世帯別平等割額 次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれに定める額
 - (7) 特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯 15,470円

- (1) 法第703条の5第1項に規定する総所得金額及び山林所得金額 の合算額が、43万円(納税義務者並びにその世帯に属する国民健 康保険の被保険者及び特定同一世帯所属者のうち給与所得を有す る者(前年中に法第703条の5第1項に規定する総所得金額に係る 所得税法(昭和40年法律第33号)第28条第1項に規定する給与所 得について同条第3項に規定する給与所得控除額の控除を受けた 者(同条第1項に規定する給与等の収入金額が55万円を超える者 に限る。)をいう。以下この号において同じ。)の数及び公的年 金等に係る所得を有する者(前年中に法第703条の5第1項に規定 する総所得金額に係る所得税法第35条第3項に規定する公的年金 等に係る所得について同条第4項に規定する公的年金等控除額の 控除を受けた者(年齢65歳未満の者にあっては当該公的年金等の 収入金額が60万円を超える者に限り、年齢65歳以上の者にあって は当該公的年金等の収入金額が110万円を超える者に限る。)をい い、給与所得を有する者を除く。)の数の合計数(以下この条に おいて「給与所得者等の数」という。)が2以上の場合にあって は、43万円に当該給与所得者等の数から1を減じた数に10万円を 乗じて得た金額を加算した金額)を超えない世帯に係る納税義務 者
 - ア 国民健康保険の被保険者に係る基礎課税額の被保険者均等割額 被保険者(第1条第2項に規定する世帯主を除く。)1人について18,200円
 - イ 国民健康保険の被保険者に係る基礎課税額の世帯別平等割額 次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれに定める額
 - (ア) 特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯 13,300円

- (イ) 特定世帯 7,735円
- (ウ) 特定継続世帯 11,603円
- ウ 国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の 被保険者均等割額 被保険者(第1条第2項に規定する世帯主 を除く。)1人について8,400円
- エ 国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の 世帯別平等割額 次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれに定める額
 - (ア) 特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯 4,900円
 - (4) 特定世帯 2,450円
 - (ウ) 特定継続世帯 3,675円
- オ 介護納付金課税被保険者に係る被保険者均等割額 介護納付金課税被保険者(第1条第2項に規定する世帯主を除く。) 1 人について9,100円
- カ 介護納付金課税被保険者に係る世帯別平等割額 1世帯について4,900円
- (2) 法第703条の5第1項に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額が、43万円(納税義務者並びにその世帯に属する国民健康保険の被保険者及び特定同一世帯所属者のうち給与所得者等の数が2以上の場合にあっては、43万円に当該給与所得者等の数から1を減じた数に10万円を乗じて得た金額を加算した金額)に被保険者及び特定同一世帯所属者1人につき30万5,000円を加算した金額を超えない世帯に係る納税義務者(前号に該当する者を除く。)

- (4) 特定世帯 6,650円
- (ウ) 特定継続世帯 9,975円
- ウ 国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の 被保険者均等割額 被保険者(第1条第2項に規定する世帯主 を除く。)1人について7,700円
- エ 国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の 世帯別平等割額 次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれに定 める額
 - (7) 特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯 4,200円
 - (4) 特定世帯 2,100円
 - (ウ) 特定継続世帯 3,150円
- オ 介護納付金課税被保険者に係る被保険者均等割額 介護納付金課税被保険者(第1条第2項に規定する世帯主を除く。) 1 人について8,400円
- カ 介護納付金課税被保険者に係る世帯別平等割額 1世帯について4,200円
- (2) 法第703条の5第1項に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額が、43万円(納税義務者並びにその世帯に属する国民健康保険の被保険者及び特定同一世帯所属者のうち給与所得者等の数が2以上の場合にあっては、43万円に当該給与所得者等の数から1を減じた数に10万円を乗じて得た金額を加算した金額)に被保険者及び特定同一世帯所属者1人につき30万5,000円を加算した金額を超えない世帯に係る納税義務者(前号に該当する者を除く。)

- ア 国民健康保険の被保険者に係る基礎課税額の被保険者均等割 額 被保険者(第1条第2項に規定する世帯主を除く。)1人 について14,900円
- イ 国民健康保険の被保険者に係る基礎課税額の世帯別平等割額 次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれに定める額
 - (ア) 特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯 11,050円
 - (4) 特定世帯 5,525円
 - (ウ) 特定継続世帯 8,288円
- ウ 国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の 被保険者均等割額 被保険者(第1条第2項に規定する世帯主 を除く。) 1人について6,000円
- エ 国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の 世帯別平等割額 次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれに定 める額
 - (ア) 特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯 3,500円
 - (イ) 特定世帯 1,750円
 - (ウ) 特定継続世帯 2,625円
- オ 介護納付金課税被保険者に係る被保険者均等割額 介護納付 金課税被保険者(第1条第2項に規定する世帯主を除く。)1 人について6,500円
- カ 介護納付金課税被保険者に係る世帯別平等割額 1世帯につ いて 3,500円

- ア 国民健康保険の被保険者に係る基礎課税額の被保険者均等割 額 被保険者(第1条第2項に規定する世帯主を除く。) 1人 について13,000円
- イ 国民健康保険の被保険者に係る基礎課税額の世帯別平等割額 次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれに定める額
 - (ア) 特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯 9,500円
 - (4) 特定世帯 4,750円
 - (f) 特定継続世帯 7,125円
 - ウ 国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の 被保険者均等割額 被保険者(第1条第2項に規定する世帯主 を除く。) 1人について5,500円
- エ 国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の 世帯別平等割額 次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれに定 める額
 - (ア) 特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯 3,000円
 - (4) 特定世帯 1,500円
 - (ウ) 特定継続世帯 2,250円
- オ 介護納付金課税被保険者に係る被保険者均等割額 介護納付 金課税被保険者(第1条第2項に規定する世帯主を除く。)1 人について6,000円
- カ 介護納付金課税被保険者に係る世帯別平等割額 1世帯につ いて 3,000円
- (3) 法第703条の5第1項に規定する総所得金額及び山林所得金額 | (3) 法第703条の5第1項に規定する総所得金額及び山林所得金額

の合算額が、43万円(納税義務者並びにその世帯に属する国民健康保険の被保険者及び特定同一世帯所属者のうち給与所得者等の数が2以上の場合にあっては、43万円に当該給与所得者等の数から1を減じた数に10万円を乗じて得た金額を加算した金額)に被保険者及び特定同一世帯所属者1人につき56万円を加算した金額を超えない世帯に係る納税義務者(前2号に該当する者を除く。)

- ア 国民健康保険の被保険者に係る基礎課税額の被保険者均等割額 被保険者(第1条第2項に規定する世帯主を除く。)1人について5,960円
- イ 国民健康保険の被保険者に係る基礎課税額の世帯別平等割額 次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれに定める額
 - (ア) 特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯 4,420円
 - (4) 特定世帯 2,210円
 - (ウ) 特定継続世帯 3,315円
- ウ 国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の 被保険者均等割額 被保険者(第1条第2項に規定する世帯主 を除く。)1人について2,400円
- エ 国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の 世帯別平等割額 次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれに定 める額
 - (ア) 特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯 1,400円
 - (イ) 特定世帯 700円
 - (ウ) 特定継続世帯 <u>1,050円</u>
- オ 介護納付金課税被保険者に係る被保険者均等割額 介護納付

- の合算額が、43万円(納税義務者並びにその世帯に属する国民健康保険の被保険者及び特定同一世帯所属者のうち給与所得者等の数が2以上の場合にあっては、43万円に当該給与所得者等の数から1を減じた数に10万円を乗じて得た金額を加算した金額)に被保険者及び特定同一世帯所属者1人につき56万円を加算した金額を超えない世帯に係る納税義務者(前2号に該当する者を除く。)
- ア 国民健康保険の被保険者に係る基礎課税額の被保険者均等割額 被保険者(第1条第2項に規定する世帯主を除く。)1人 について5,200円
- イ 国民健康保険の被保険者に係る基礎課税額の世帯別平等割額 次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれに定める額
 - (7) 特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯 3,800円
 - (4) 特定世帯 1,900円
 - (ウ) 特定継続世帯 2,850円
- ウ 国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の 被保険者均等割額 被保険者(第1条第2項に規定する世帯主 を除く。)1人について2,200円
- エ 国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の 世帯別平等割額 次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれに定 める額
 - (ア) 特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯 1,200円
 - (イ) 特定世帯 600円
 - (ウ) 特定継続世帯 900円
- オ 介護納付金課税被保険者に係る被保険者均等割額 介護納付

金課税被保険者(第1条第2項に規定する世帯主を除く。)1 人について2,600円

- カ 介護納付金課税被保険者に係る世帯別平等割額 1世帯について1,400円
- 2 国民健康保険税の納税義務者の属する世帯内に6歳に達する日以後の最初の3月31日以前である被保険者(以下「未就学児」という。)がある場合における当該納税義務者に対して課する被保険者均等割額(当該納税義務者の世帯に属する未就学児につき算定した被保険者均等割額(前項に規定する金額を減額するものとした場合にあっては、その減額後の被保険者均等割額)に限る。)は、当該被保険者均等割額から、次の号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額を減額して得た額とする。
- (1) 国民健康保険の被保険者に係る基礎課税額の被保険者均等割額 次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれ未就学児1人について 次に定める額
 - ア 前項第1号アに規定する金額を減額した世帯 4,470円
 - イ 前項第2号アに規定する金額を減額した世帯 7,450円
 - ウ 前項第3号アに規定する金額を減額した世帯 11,920円
 - エ アからウまでに掲げる世帯以外の世帯 14,900円
- (2) 国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の被保険者均等割額 次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれ未就学児1人について次に定める額
 - ア 前項第1号ウに規定する金額を減額した世帯 1,800円
 - イ 前項第2号ウに規定する金額を減額した世帯 3,000円

金課税被保険者(第1条第2項に規定する世帯主を除く。)1 人について2,400円

- カ 介護納付金課税被保険者に係る世帯別平等割額 1世帯について<u>1,200円</u>
- 2 国民健康保険税の納税義務者の属する世帯内に6歳に達する日以 後の最初の3月31日以前である被保険者(以下「未就学児」という。) がある場合における当該納税義務者に対して課する被保険者均等割 額(当該納税義務者の世帯に属する未就学児につき算定した被保険 者均等割額(前項に規定する金額を減額するものとした場合にあっ ては、その減額後の被保険者均等割額)に限る。)は、当該被保険 者均等割額から、次の号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に 定める額を減額して得た額とする。
- (1) 国民健康保険の被保険者に係る基礎課税額の被保険者均等割額 次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれ未就学児1人について 次に定める額
 - ア 前項第1号アに規定する金額を減額した世帯 3,900円
 - イ 前項第2号アに規定する金額を減額した世帯 6,500円
 - ウ 前項第3号アに規定する金額を減額した世帯 10,400円
 - エ アからウまでに掲げる世帯以外の世帯 13,000円
- (2) 国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の被保険者均等割額 次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれ未就学児1人について次に定める額
 - ア 前項第1号ウに規定する金額を減額した世帯 1,650円
 - イ 前項第2号ウに規定する金額を減額した世帯 2,750円

- ウ 前項第3号ウに規定する金額を減額した世帯 4,800円
- エ アからウまでに掲げる世帯以外の世帯 6,000円
- 3 略

第23条の2~第24条の3 略

(国民健康保険税の納税通知書)

第25条 国民健康保険税の納税通知書の様式は、市長が別に規則で定 める。

(国民健康保険税の減免)

第26条 市長は、次の各号のいずれかに該当する者のうち、市長にお いて必要があると認めるものに対し、国民健康保険税を減免する。

(1)~(3) 略

(4) 略

- 2 前項の規定によって国民健康保険税の減免を受けようとする者 は、納期限までに、減免を受けようとする事由を記載した申請書に 減免を受けようとする事由を証明する書類を添付して市長に提出し なければならない。
- 事由が消滅した場合においては、直ちにその旨を市長に申告しなけ ればならない。

第27条以下 略

- ウ 前項第3号ウに規定する金額を減額した世帯 4,400円
- エ アからウまでに掲げる世帯以外の世帯 5,500円
- 3 略

第23条の2~第24条の3 略

(国民健康保険税の納税通知書)

第25条 国民健康保険税の納税通知書の様式は、市長が別に定める。

(国民健康保険税の減免)

第26条 市長は、次の各号のいずれかに該当する者のうち、市長にお いて必要があると認めるものに対し、国民健康保険税を減免する。

(1)~(3) 略

(4) 6歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者

(5) 略

- 2 前項の規定によって国民健康保険税の減免を受けようとする者 は、納期限までに、減免を受けようとする事由を記載した申請書に 減免を受けようとする事由を証明する書類を添付して市長に提出し なければならない。ただし、前項第4号に該当する者は、この限り でない。
- 3 第1項の規定によって国民健康保険税の減免を受けた者は、その 3 第1項第1号、第2号又は第5号の規定によって国民健康保険税 の減免を受けた者は、その事由が消滅した場合においては、直ちに その旨を市長に申告しなければならない。

第27条以下 略